

第31回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和5年1月10日(火)

午前8時56分～午前10時20分

2. 場所 遠賀町役場 庁舎2階 大会議室

第31回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和5年1月10日(火) 午前8時56分～午前10時20分

2. 場所 遠賀町役場 庁舎2階 大会議室

3. 出席委員(15名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	高崎	洋介
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	松井	悟
委員	5番	池田	光一
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	白石	元弘

委員	1番	秦	公美
委員	2番	瓜生	稔
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春
委員	6番	山中	英二
委員	7番	安藤	敏生

4. 1月の農業相談委員

6番	吉田	茂三	委員
8番	白石	元弘	委員

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第3条の規定による許可申請について

(●●●●●)

② 農地法第5条の規定による許可申請について

(●●●●)

- ③ 農地法第5条の規定による許可申請について
(株式会社●●●●●●●● 代表取締役 ●●●●●)
- ④ 農地法第5条の規定による許可申請について
(●●●●●)
- ⑤ 農用地利用集積計画の承認について
(中間管理事業)

(2) 報告案件

- ① 農地法第18条第6項の規定による通知について

(3) その他の案件

- ① 福岡県農業委員会研修大会について
- ② 農業会議北九州支部・遠賀中間地区合同研修について
- ③ 参考賃借料と賃借料情報について
- ④ 令和5年度の総会日程について
- ⑤ 第3四半期の報酬について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大場	繁雄
事務局職員	濱田	美孝
事務局職員	福島	智靖
事務局職員	大村	亮介

開 会 8 時 5 6 分

議長

皆さんあけましておめでとうございます。
まだまだコロナの関係が落ち着きませんが、あと約半年、農業委員としてしっかり活動していきたいと思っております。皆さんよろしくお願いいたします。
では本日の出席委員は、農業委員8名中8名、推進委員7名中7名の出席です。
農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。
よって、ただいまより第31回遠賀町農業委員会総会を開会

いたします。

議長 それでは次第の2、本日の農業相談員は6番吉田茂三委員、8番白石元弘委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第3条申請関係1件、農地法第5条申請関係3件、農用地利用集積関係1件となっています。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 なお、本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の濱田を指名します。

議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の1ページをお開きください。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。
譲受人が鬼津にお住まいの●●●●●氏、譲渡人が山口県美祢市にお住まいの●●●●●氏です。
申請地は3ページの字図にありますように、大字鬼津字桶太郎856番、地目は田、面積が1,534㎡です。
農地区域が農業振興地域内非農用地で、農地集約のために農地を取得するもので、耕作面積や従事する環境に特段問題は無いものと思われます。

続きまして議案書の4ページをお開きください。
付議案件②農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。
譲受人が宗像市にお住まいの●●●●●氏、譲渡人が別府にお住まいの●●●●●氏です。
申請地が6ページの字図にありますように、大字別府字北浦3555番、3556番1の2筆で、地目はどちらも畑、合計面積が581㎡です。

農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第二種低層住居専用地域の第3種農地となっております。

申請理由は自己住宅建築となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。

7ページが被害防除計画書で、雨水の排水は水路放流、汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。

8ページが現況図です。北側には既設の擁壁があり、西側には既設のブロック塀があります。また、東側の三角形の部分はやや低くなって法面となっております。

9ページが土地利用計画図で、手前の方に駐車場がありまして、三角地の方も臨時の駐車場となっております。10ページが縦横断図です。北側および西側に若干の盛土をする計画となっております。

11ページが関係者説明に関する調査票で、関係者の了承は得られています。

続きまして、議案書の12ページをお開きください。

付議案件③農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が東京都西東京市に事務所を置く株式会社●●●●●●●● 代表取締役 ●●●●●氏、譲渡人が北九州市八幡西区にお住まいの●●●●●氏です。

申請地が14ページの字図にありますように、大字別府字棧敷3655番2、地目は畑、面積が191㎡です。なお隣接する宅地3655番3と一体利用する計画となっております。合計面積が617.13㎡となっております。

農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分は第二種低層住居専用地域の第3種農地となっております。

申請理由は分譲住宅の建築です。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。

15ページが事業計画書です。申請者の事業種類は建売住宅の販売で、施工計画は許可後から着工し、令和5年8月に供

用開始となる見込みです。

16 ページが被害防除計画書です。雨水の排水は溜桧による側溝への放流、汚水・生活雑排水は公共下水道への接続となっております。

17 ページが現況図です。北西側の三角地は農地であり、一段下がっています。境界には既設のコンクリートブロックが設置されています。また、転用農地である3655番2と宅地である3655番3を一体的に利用して事業を行います。

18 ページが土地利用計画図です。事業対象地は図のように3棟の土地に区画されます。図中に記載されている面積は各区画ごとの面積となっております。

19 ページが排水計画図です。20 ページが縦横断図です。切土、盛土の予定はありません。

21 ページが関係者説明に関する調査票で、関係者の了承は得られています。

22 ページが始末書です。本農地は昭和47年に貸家建築のために農地転用申請を行っていましたが、実際には建築せずに、隣地の住宅の駐車場としてその後使用していた状況です。譲渡人は当時の事情を知らず、当該農地を相続したものであり、今後はこのような違反転用の無いよう法令順守の意志を見せております。

続きまして、議案書の23ページをお開きください。

付議案件④農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

借受人が北九州市若松区にお住まいの●●●●氏、貸渡人が若松にお住まいの●●●●氏です。なお、借受人は貸渡人の娘婿という関係であり、本議案は所有権ではなく使用貸借権の設定の案件となっております。

申請地が25ページの字図にありますように、大字若松字丸ノ内2382番、地目が田、面積が431㎡、農地区域が農業振興地域内非農用地で、土地の用途区分は無指定の第2種農地となっております。

申請理由は自己住宅建築です。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾とな

っております。

26 ページが被害防除計画書で、雨水の排水は水路放流および自然流下となっております。汚水・生活雑排水は合併浄化槽での処理となっております。

27 ページが現況図および縦横断図です。西側と南西側に水路があります。農地は道路から下がっているため、道路高まで盛土をする計画となっております。盛土をするとき、水路はコンクリートブロックで土留めをして残すような形で客土を入れる計画となっております。

28 ページが土地利用計画図です。合併浄化槽は北側に設置される予定となっております。

29 ページが関係者説明に関する調査票となっております、関係者の了承は得られています。

続きまして議案書の30ページをご覧ください。

付議案件⑤農用地利用集積計画の承認についてでございます。

本案件は尾倉地区・千代丸地区の基盤整備に伴う利用権の設定となっております。利用集積計画については通常は現地確認は行っておりませんが、15haを超える大規模な農地の基盤整備事業に関連するものであるため、今回については現地調査をしたいと考えております。尾倉地区・千代丸地区どちらも全て農業振興地域内農用地であり、全184筆、156,530.51㎡でございます。

事業の詳細については現地確認後改めてご説明いたします。お手元に尾倉・千代丸地区の基盤整備計画の地図をお配りしておりますので、現地調査の際に議案と一緒に持ちください。

以上で現地調査を伴う案件についての説明を終わります。

議長

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 1 1 分

－ 現地調査後 －

再開 10時 10分

議長 それでは再開します。
まず付議案件①を議題に供します。
地区担当の私からご報告します。
本案件については相続で、兄弟皆が地元に残っておられる●●
さんに無償でということで合意しております。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第3条の規定による許可申請について、原
案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件①は承認されました。

議長 続きまして、付議案件②を議題に供します。地区担当の吉田茂
三委員から報告をお願いします。

地元委員 特に問題は無いと思われます。ご審議の程よろしくお願
(6番) いたします。

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある
委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件②は承認されました。

議長 続きまして、付議案件③を議題に供します。地区担当の同じく吉田茂三委員から報告をお願いします。

地元委員 (6番) この件も特に問題は無いと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願ひます。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件③農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件③は承認されました。

議長 続きまして、付議案件④を議題に供します。地区担当の池田光一委員から報告をお願いします。

地元委員 (5番) 問題は無いと思われまますので審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願ひます。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件④農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件④は承認されました。

議長 続きまして、付議案件⑤を議題に供します。事務局から改めて報告をお願いします。

事務局 現地調査前にもお伝えしましたが、本案件は尾倉・千代丸地区の基盤整備事業に伴う利用権の設定となっております。事業の要件が対象農地全てについて中間管理機構を活用することとなっております。契約期間も15年以上に設定する必要があります。今回は全ての農地について20年で統一して契約をしております。また耕作者についても条件がありまして、大部分を認定農業者を耕作者とする必要があります。今回は議案書のページの一番右端に参考としまして耕作予定者を記載しております。事業が認可されれば令和6年度より順次工事が行われる予定となっております。

議長 それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件⑤農用地利用集積計画の承認について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成7名で付議案件⑤は承認されました。

議長 それでは報告案件①について、事務局より報告をお願いします。

事務局 はい、議案書の42ページをお開きください。報告案件①農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。利用権の合意解約ですが、2筆、1,723㎡が出てきております。こちらは12月の農業委員会で5条の転用がありました、老良の農地についての合意解約となっております。

議長 ありがとうございます。
報告案件①について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、その他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 その他の案件①福岡県農業委員会研修大会について説明
その他の案件②農業会議北九州支部・遠賀中間地区合同研修について説明
その他の案件③参考賃借料と賃借料情報について説明
その他の案件④令和5年度の総会日程について説明
その他の案件⑤第3四半期の報酬について説明

議長 それではその他の案件について質問、ご意見何かありませんか。

【ありません。】の声

議長 全体的にも何かありませんか。

【ありません。】の声

議長 それではご意見等無いようでございますので、以上をもちま

して第31回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 1 0 時 2 0 分